## 標準処理期間の未設定理由

						番号	6
処		分		名	業務主任者の資格の認定		
根	拠	法	令	名	松山市屋外広告物条例施行規則(平成12年規則第14号)		
条				項	第29条第1項		
所		管		課	都市デザイン課		
標準処	理期	間	を未	設定とし	た理由】		
青実統	責が	稀で	あり	、標準処	L理期間を設定する実益がないため。		